

# 平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業) の概要

平成29年5月

一般社団法人 環境技術普及促進協会

- 1 . 補助金の目的と性格
- 2 . 公募する事業の対象
- 3 . 補助事業者及び補助事業期間
- 4 . 補助対象事業の選定
- 5 . 応募に当たっての注意事項
- 6 . 応募方法について
- その他留意事項  
    <ご参考>

## 【目的】

公共施設等で再生エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムを構築し、併せて省エネ改修等を行った上でエネルギー需給の最適化を行うことにより、地区を超えた地域全体でCO2削減対策の促進に資することを目的とします。

## 【性格】

本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。

- 法律：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」  
(昭和30年法律第179号)

## 【基本要件】

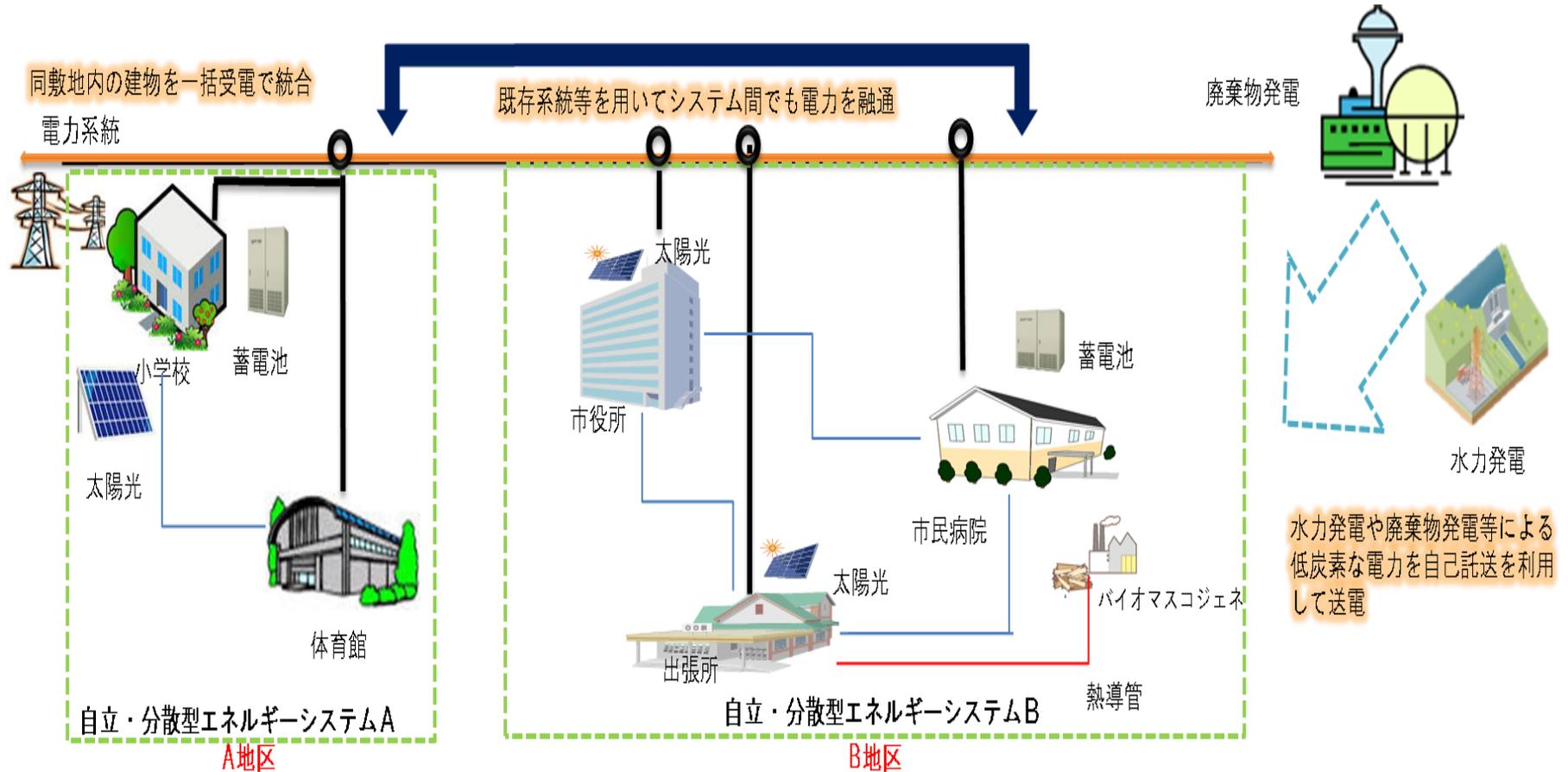
下記の要件を全て満たさなければならない。

- 一. **再生可能エネルギー発電設備(既設を含む)**により**複数の公共施設**に対し電力を供給すること。
- 二. 一の電力を供給するための**配電線等を整備**すること。
- 三. **蓄電池等(既設を含む)**を組み込み、一により発電した電力を最大限消費するとともに、系統からの電力供給が停止している場合においても、**自立的なエネルギー供給が可能となるシステム**を構築すること。
- 四. 一から三に定めるシステムを**複数構築し、当該システム間での電力融通が可能であること**。
- 五. 電力(熱供給を併せて行う場合は熱を含む。)を効率的に供給・管理するための**エネルギー需給制御システム**を構築すること。
- 六. 固定価格買取制度の適用を受けて**売電を行わないこと**。

## 【補助金の交付額】

事業実施にかかる補助対象経費の総額の**3分の2**を上限。

## 【イメージ図】



### 3. 補助金の交付を申請できる者 及び補助事業期間

#### 【補助金の交付を申請できる者】

補助金の交付を申請できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (2) 民間企業
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

#### 【暴力団排除に関する誓約事項】

暴力団排除に関する誓約事項を提出してください。

（ただし共同実施者を含め、地方公共団体以外の団体等に限る。）

#### 【補助事業期間】

原則として **4年以内（平成32年度末までの期間）** とする。

ただし、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。

（応募申請時に、[年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書](#)を提出いただき、補助金の交付申請等は年度ごとに行ってください）

応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査(書面審査や対面ヒヤリング)を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助事業者を選定する。

- ① 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。
- ② 事業の実施内容や工程等実施計画が実現可能なものであること。
- ③ 施設・地区間の電力や熱融通、蓄電・配電等の技術及びシステム、エネルギー需給制御システム等について、国内の既存の分散型エネルギーシステムと比較し、技術、CO2削減効果やコスト等の観点から優位性・先導性があること。
- ④ 自営線等を活用することで、災害時等における自立かつ効率的な電力供給等に優れたシステムであること。
- ⑤ 経済性、効率性、事業による直接及び波及的なCO2削減効果の費用対効果等が高く見込まれること。
- ⑥ 複数の低炭素な自立・分散型エネルギーシステムを構築し、システム間での電力融通を行うことにより、地区を超えたエネルギー需給の最適化管理を行うシステムであること。
- ⑦ 他地域への波及可能性が高く、将来のCO2削減効果も相当程度見込まれ、国内の自立・分散型エネルギーシステムの確立に貢献するなどモデル性が高いものと認められること。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、**付帯条件を設定**、**補助額を減額**又は**不採択とする場合があります**のでご了承ください。

審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

### 【審査委員会対面ヒヤリングについて】

事業の選定において、書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施します。

#### <対面ヒヤリングの方法>

対面ヒヤリングは6月末頃を予定していますので、決定次第応募者には連絡します。  
以下に記載する資料で、審査委員の前で応募代表者の方に説明いただきます。  
当日の説明時間等詳細は、別途連絡します。

#### <対面ヒヤリング用資料及び提出時期>

- ・ヒヤリング資料は応募内容を簡潔にまとめ、パワーポイント（Windows版）で作成してください。
- ・資料の電子データを審査委員会の前々日までに、協会にメールで送って下さい。  
（メールアドレスは後の問い合わせ先と同じ）
- ・資料のハードコピーを審査委員会当日持参してください。  
部数は別途連絡します。

## 【補助対象経費】

事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

### ＜補助対象施設の範囲＞

- 再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備
- 蓄電池及びその付帯設備(パワーコンディショナー、電線、変圧器等)並びに当該蓄電池及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備(計測機器、安全対策機器等)
- 電線、変圧器及び受電設備等電力供給や系統連系に必要な設備
- 再生可能エネルギー熱供給設備及びその付帯設備(熱導管設備等)  
※本事業により構築する自立・分散型エネルギーシステム内に熱を供給するものに限る
- エネルギー需給を制御するためのシステム及び関連設備
- 省エネルギー設備及びその付帯設備  
※本事業により構築する自立・分散型エネルギーシステム内の電力若しくは熱需要(消費)を抑制するもの、又は、本事業で構築する自立・分散型エネルギーシステム内の再生可能エネルギー等設備(既設含む)の電力若しくは熱の供給量の範囲内でエネルギーを消費し(複数設備を導入する場合はその合計のエネルギー消費量)、かつエネルギー需給を制御するためのシステムの制御下にあるものに限る。

### <補助対象経費の範囲>

工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費

補助対象経費の区分は「公募要領」別紙 (p 1 4 ~ p 1 7) を参照。

### 【補助対象とはならない経費】

#### <補助対象外経費の代表例>

- 事業に必要な用地の確保に要する経費
- 建屋の建設にかかる経費
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- 既存施設・設備等の撤去費
- 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- その他事業の実施に直接関連のない経費

## 【維持管理】

- ・導入した設備等の取得財産は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。  
また、導入に関係する各種法令を遵守してください。
- ・補助事業実施者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けた場合、当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

## 【二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供】

対象事業の実施により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を協会の求めに応じて提供すること。

## 【翌年度における補助事業の開始】

補助事業実施者は、複数年度計画補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、別途示す様式の申請書を協会に提出して、承認を受けてください。

なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を確約するものではなく、また**予算の範囲内での交付となるため、翌年度以降の補助額に変更があり得ます**ので、予めご了承ください。

### 【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の**3年間**の期間について、**年度毎に年度の終了後30日以内**に当該補助事業による**過去1年間**(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、「**事業報告書**」を**環境大臣に提出**してください。

また、**補助事業者は前記報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存**する必要があります。

なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該事業以外に事業実施者等が他の地域等において本事業において導入したシステムを導入する等の展開の実施及び今後の見込み等を含めたものとしてください。

## 【応募書類概要】

## ア. 応募申請書【様式 1】

※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

## イ. 実施計画書【別紙 1】

※補助要件を確認できる書類（ハード対策事業計算ファイル、設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。

ハード対策事業計算ファイルは導入予定の設備ごと(省エネ設備(照明、空調等、その他)【別添1-1】、再生可能エネルギー発電(太陽光、風力、バイオマス等、その他)【別添1-2】、コジェネレーション/燃料電池【別添1-3】)に作成してください。

記載方法は【地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>を参照してください。協会HPに掲載。

また、ハード対策事業計算ファイルと別に各設備ごとのCO2削減量及びその単価を整理した表も作成してください。

## ウ. 経費内訳【別紙 2】

※金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付してください。

実施計画が複数年度にまたがる場合は、各年度及び複数年度を纏めた「経費内訳【別紙 2】」も添付してください。

## エ. 予算書【別紙 3】（地方公共団体のみ）

オ. 民間団体が代表事業者として申請する場合は、【別添 2】「経理的基礎等に関する提出書類」

カ. 代表事業者(共同事業者ある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等、定款、寄付行為等

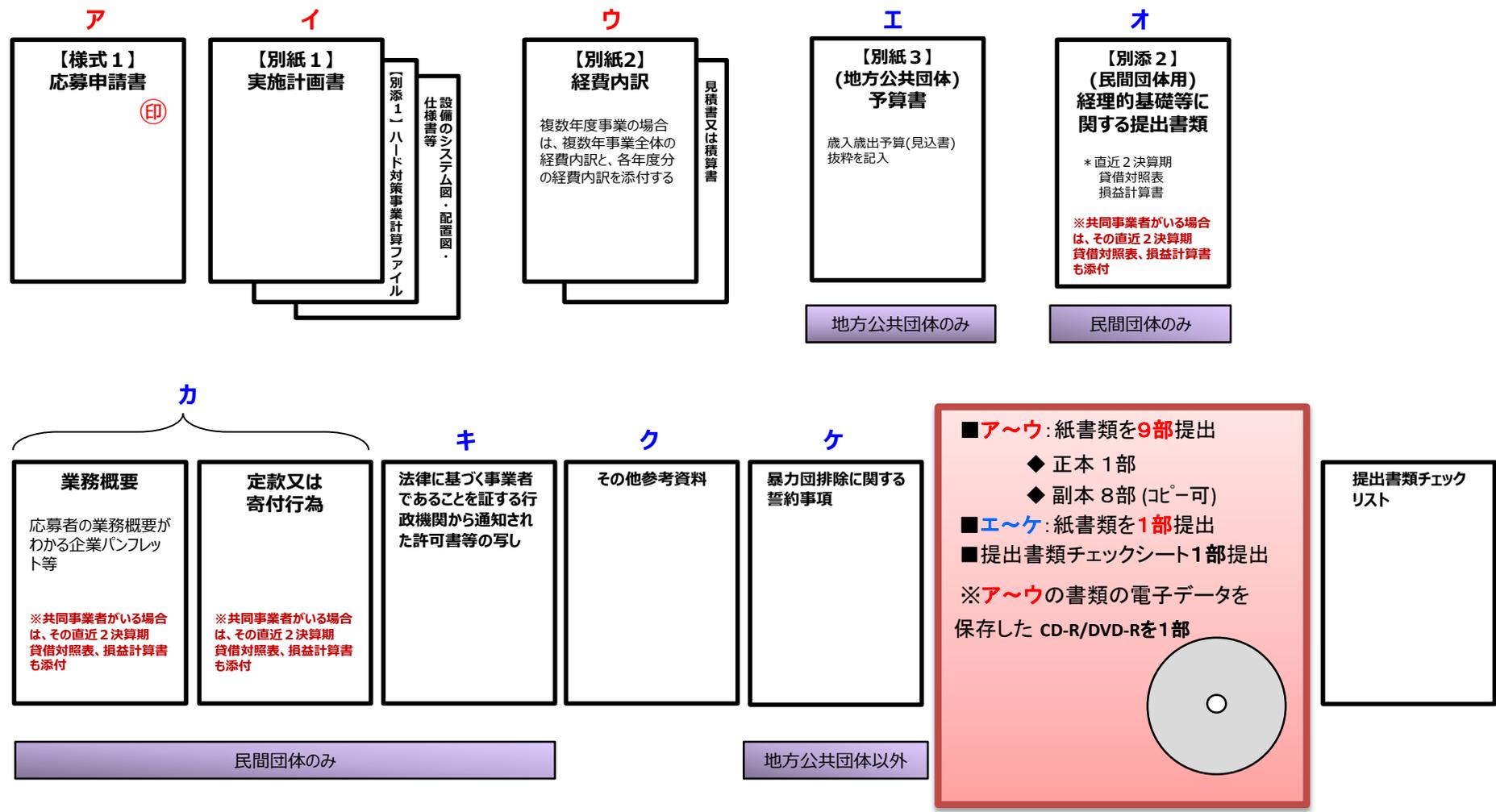
キ. 法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し

ク. その他参考資料

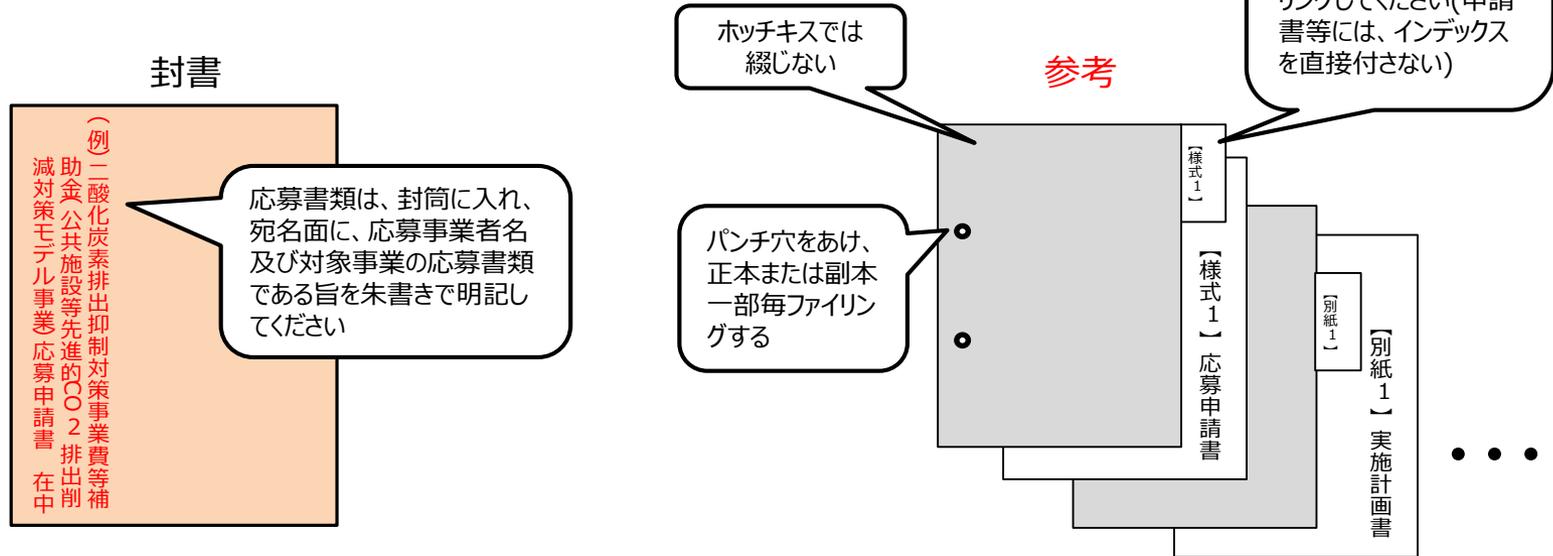
ケ. 暴力団排除に関する誓約事項



## 【応募書類・提出部数】



## 【提出方法】 郵送または持参



## 【提出期間・提出先】

平成29年5月9日(火)～6月9日(金) 正午 必着

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業」担当宛

〒534-0024 大阪市都島区東野田町2-8-31 サンプラザビル京橋7階

<ご注意> 受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

**【お問い合わせ先】**

お問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に以下の例のように応募者名及び応募予定の事業名を記入してください。

**<メール件名記入例>**

**【〇〇〇市】公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業について問い合わせ**

**<お問い合わせ先>**

一般社団法人環境技術普及促進協会  
メールアドレス：**eta161@eta.or.jp**

**【お問い合わせ期間】**

**平成29年5月10日(水)～平成29年6月2日(金)**

※回答は、2回に分けまとめて行います。

1回目は、5月19日（金）までにいただいた質問をまとめて、5月23日（火）までに回答を行い、6月2日（金）までにいただいた質問をまとめて、6月6日（火）までに回答を行います。

※お問い合わせ期間を過ぎた質問の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

## 1. 基本的な事項

本補助金の交付は、平成29年度の範囲内で交付するものとし「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等によることとします。万が一、これらの**規定が守られない場合は、事業の中止、補助金の返還**などの措置がとられることがあります。

## 2. 補助金の交付

### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払が完了するものになります。

(2) 協会は提出された交付申請で厳正に審査し交付の決定を行います。

### (3) 事業の開始

補助事業者は協会から**交付決定を受けた後、事業を開始**することになります。

(なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たり以下を注意願います。(原則)

- ・ 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くよう手続きによって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他の証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

**これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要**があります。[交付規程 第8条 第八号]

#### (2) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは当該年度3月9日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は、事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し事業者に確定通知します。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出いただき、その後協会から補助金を支払います。

### (4) 取得財産の管理

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、**財産を処分（補助金の交付の目的（補助金の交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。**

その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、協会補助事業である旨明示しなければなりません。

**【圧縮記帳】**

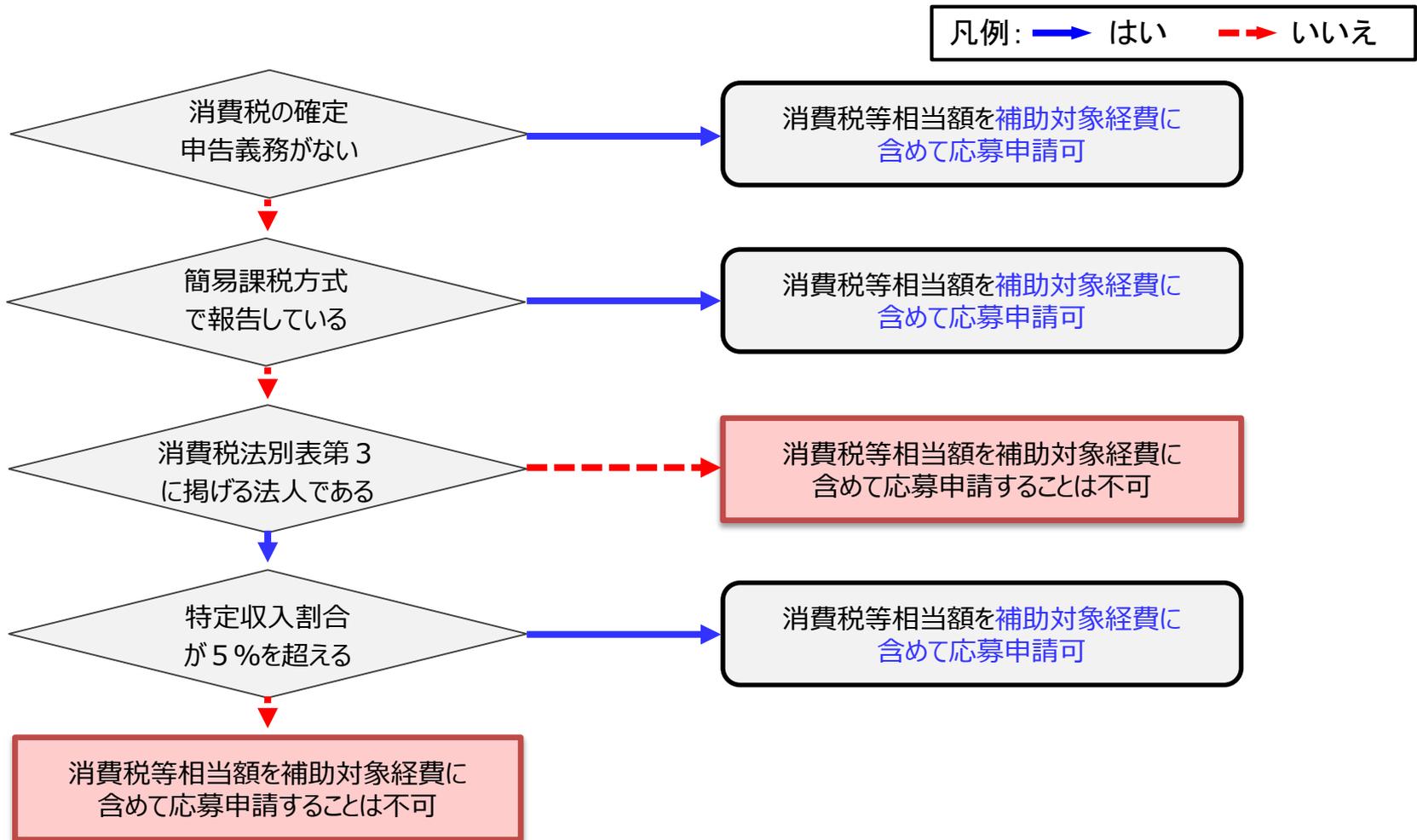
補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳の規定(法人税法 第42条))の適用を受けることができる。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

**【消費税、地方消費税の取り扱い】**

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。[「交付規程 第4条 第2項」](#)

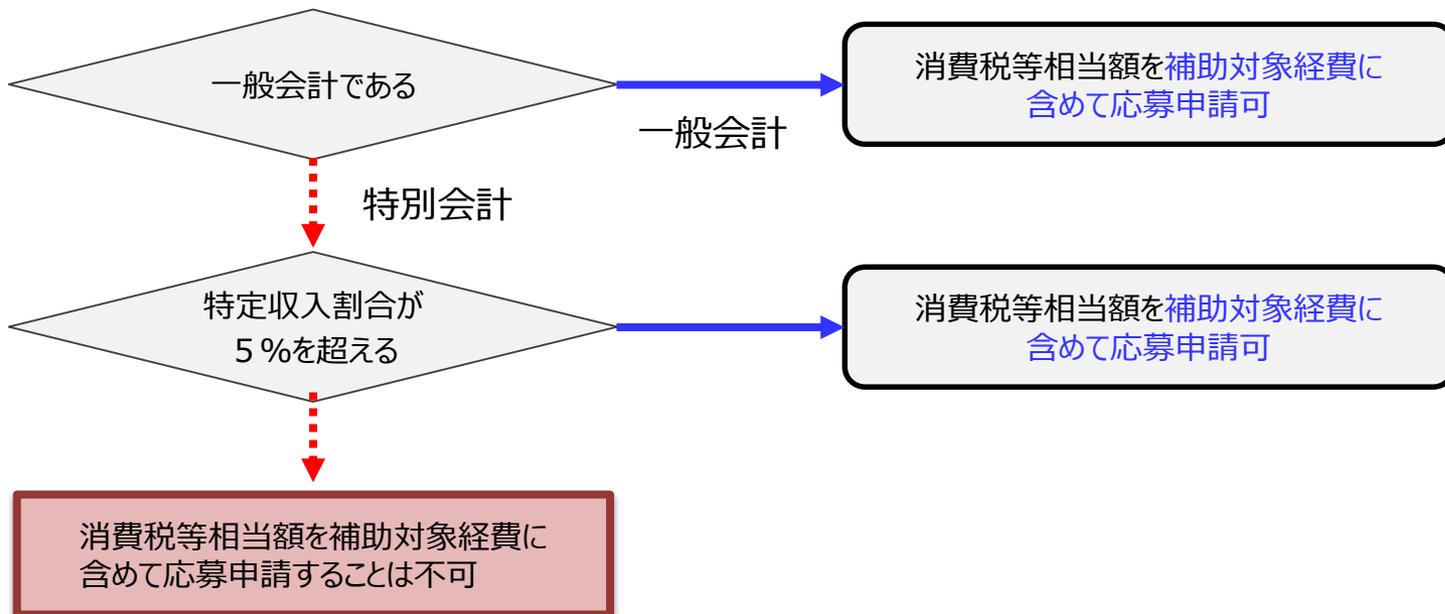
ただし、**補助対象経費に含めて応募申請できる場合**もあります。

## 【地方公共団体以外】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



## 【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例: → はい    → いいえ





## 【ご注意】

- 採択通知後、改めて交付申請書を提出いただき、審査のうえ協会から交付決定通知を行います。[公募要領 p 1 2]
- 補助事業は、**交付決定日後**(採択通知後ではない)に開始願います。  
[公募要領 p 1 2]
- 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。  
[公募要領 p 2]

# 〈参考〉公募 スケジュール(予定)

